



人ある限り人権を

やまびこ人権文化センターだより

2026

10

発行 やまびこ人権文化センター 倉吉市中河原 772-6 TEL/FAX 0858-28-4265

10月 合同サロン

ひつじ(干支)の置物づくり

日 10月22日(木) 午前10時～正午

所 やまびこ人権文化センター
(小鴨コミュニティセンター)

料 300円

持 布切りばさみ(あれば)、
メガネ(必要な方)



※事前申し込みが必要です。

【申込締切】 10月16日(金)まで

申・問 やまびこ人権文化センター

☎28-4265

◎やまびこデイのお知らせ

西鴨 10月8日(木)、天神野 15日(木)

中河原二 29日(木) 午前10時～11時

11月 おでかけサロン

長寿と幸せの箸づくり体験

日 11月12日(木)

午前9時50分～午後2時30分

所 日曜工房(市内国府)・道の駅ほうじょう

料 1,800円(体験料+昼食代) 当日集金

持 飲み物

【定員】 22名(先着順)

【申込締切】 10月30日(金)まで

〈行程〉※交通状況等により多少の前後あり

やまびこ人権文化センター(9:55 発)

中河原二公民館(10:00 発)

西鴨作業所(10:05 発)

天神野公民館(10:10 発)

日曜工房 箸づくり&昼食(10:30～12:30)

道の駅ほうじょう見学(13:00～14:00)

天神野公民館⇒西鴨作業所⇒中河原二公民館
(14:30 着) 予定

申・問 やまびこ人権文化センター

☎28-4265



西中校区同和教育研究協議会

地域・保護者部会

参加無料

研究会の開催



LGBTQ 当事者として、また
シングルマザーとして、子育てをしながら自分の経験や想いを言葉にして届ける活動を行っておられる中村愛美さんを講師に部会研究会(講演会)を開催します。



日 11月7日(土) 午後1時から2時15分

所 小鴨コミュニティセンター・やまびこ人権文化センター

講 Be:zero 代表 ジェンダレス×シングルマザー-中村愛美さん

【テーマ】 普通ってなんだろう？

～ちがいを否定しない空気をつくる～

問 やまびこ人権文化センター ☎28-4265

【学習会頑張っています！】

(小鴨小学校地区学習会)

6月から調査活動に取り組んでいます。お世話になっている地域の方々にインタビューを行っています。



(西中学校地区学習会)

「人権標語づくり」を行いました。完成した標語は西中学校文化祭で展示する予定です。



10月 事業主にカスハラ対策を義務化

カスタマーハラスメント(以下「カスハラ」という。)は、顧客や取引先等からの著しい迷惑行為のことで、大きな社会問題となっています。10月1日から、すべての事業主にカスハラ防止措置が義務化されました。

○事業主には次の防止措置が義務付けられました

- ・カスハラを許さない方針の明確化と周知
- ・相談窓口の設置
- ・被害を受けた職員・従業員への配慮 など



インターネット上の人権侵害～あなたは大丈夫？

スマートフォンや SNS の普及により、誰もが簡単に情報を発信できる時代になりました。一方でインターネット上では、誹謗中傷や差別的な書き込み、個人情報の無断掲載などの人権侵害がおこっています。

鳥取県では

令和 8 年 1 月に「人権尊重の社会づくり条例」が改正され、インターネット上の人権侵害について、相談や削除要請などの取り組みを支援する仕組みが整えられました。

今回の条例改正によって、県は「相談を受ける」だけでなく、被害を受けた人が削除要請を行う際の助言や、必要に応じて県からプラットフォーム事業者(SNS 等の運営事業者)や侵害情報の発信者に削除を要請すること、命令に従わない場合の氏名や名称等の公表などを行います。被害者本人だけで対応するのではなく、県が相談を受けて削除要請等を支援する仕組みを条例で明確にしました。

県内の相談状況

県が公表したところによると、令和 8 年 1 月から 6 月までにインターネット上の人権侵害について延べ 22 件の相談が寄せられています。

- ・ 削除されたもの… 6 件
- ・ 削除要請を行ったが受け入れられなかったもの… 9 件
- ・ 現在検討中のもの… 7 件



相談のあった 22 件の内、9 件は削除要請を受け入れてもらえない状況です。県は、「県が深刻な人権侵害と判断した場合でも、プラットフォーム事業者等が必ずしも削除に応じてくれない」と運用上の課題があると説明しています。

本市の取り組み

インターネット上の人権侵害が深刻化するなど、新たな人権課題が生じている現状に対応するため、「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」に市の責務として、「SNS を含むインターネット上での誹謗中傷や差別的言動に対して迅速かつ適切に対応する」ことや、市民等の責務として「差別及び差別を助長する行為にインターネットを通じて行うものを含むこと」を明記することなど、必要な条例改正を行う作業を進めています。

インターネット上の人権侵害を防ぐには

- ・ 人を傷つける内容を書き込まない。
- ・ 人権侵害に繋がる情報を拡散・共有しない。
- ・ 事実かどうか分からない情報を安易に信じない。
- ・ 相手の立場や気持ちを考えて発信する。

私たち一人ひとりが、画面の向こうには同じ人がいることを忘れないようにしましょう。

困ったときは、一人で抱え込まない

インターネット上で、自分や家族について誹謗中傷されたり、差別的な書き込みをされた場合は、無理に一人で解決しようとせず、相談窓口を利用しましょう。



〈人権相談窓口〉

- やまびこ人権文化センター 0858-28-4265
- 倉吉市人権政策課 0858-22-8130
- 鳥取県中部総合事務所県民福祉局 0858-23-3270 (東部・西部にも相談窓口がございます。)

困りごとや人権侵害ひとりで悩まないで 人権文化センターは身近な相談窓口です

人権文化センターはこどもから高齢者までのさまざまな人権問題や生活の困りごとについての相談に応じています。市の窓口や関係機関の紹介など対応していますので、気軽にご相談ください。差別落書き・差別発言などに遭遇されましたら、倉吉市人権政策課(☎22-8130)または、やまびこ人権文化センター(☎28-4265)にご連絡ください。

